

飯野ひかり幼稚園 重要事項説明書

飯野ひかり幼稚園（以下「本園」という。）が、教育の提供に当たり、豊田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊田市条例第45号）第5条に基づき、保護者に対し、利用前に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 設置者概要

設置者名称	学校法人藤岡学園
主たる事務所の所在地	豊田市西中山町後田93-6
法人種別	学校法人
代表者氏名	理事長 寺澤 延久
電話番号	0565-76-3033

2 施設概要

名称	飯野ひかり幼稚園
所在地	豊田市藤岡飯野町池下1070-3
園長氏名	川嶋 輝昭
電話番号	0565-76-5550
FAX番号	0565-76-5550
認可年月日	平成8年4月1日
施設区分	幼稚園
施設番号	616

3 施設の目的及び運営の方針

（1）小学校就学前の子どもに対する教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、よって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

4 提供する教育・保育の内容

本園は、幼稚園教育要領に基づき、教育・その他の便宜の提供を行います。
詳細は、入園のしおりをご覧ください。

5 職員職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1	園の総括
副園長		
教頭		
主幹保育教諭	1	教育の指導
教諭	6	幼児の教育
パート教諭	3	幼児の教育の補助
養護教諭		
栄養教諭		
事務職員他	1	園の雑務・園庭整備
調理員		

※職員数は変動する場合があります。

6 教育を行う日及び時間等

開所日	平日
開所時間	無償預かり保育 8:00～10:00 平常保育 10:00～15:00 預り保育 15:00～18:00

7 保育料等

支給認定を受けた保護者が居住する市区町村が定める保育料を、本園にお支払いただきます。
詳細については、幼稚園のしおりをご覧ください。

その他の費用	金額	徴収の時期
給食費	1食 210円 ※豊田市在住の方は無料	当月 28日
特定保育料	教育補助費 月額 1,000円 設備費 月額 3,000円 スイミング代 月額 2,300円【年中・年長児】	当月 28日
実費徴収費	絵本代(月額) 400円～500円 バス協力費 月額 3,150円 山の管理費 月額 500円 保育料等引落手数料 1回 110円 水遊び代 400円 7月 暖房費 500円 12月～3月 通信費(毎月) 300円 PTA会費 (年額) 4,800円 (月額 400円) 行事の会費 ☆年長児のみ (芋の行事 300円・☆お楽しみ会 300円・保育発表会 300円・もちつき 200円・遠足・☆みかん狩り・☆そり遊び・☆お茶会) 賠償責任保険(日本スポーツ振興センター)240円 写真販売・☆卒園アルバム	当月 28日 以下指定時期

	預かり保育代（利用金額分）・制服・文具代 愛知県私立幼稚園連盟会・豊田市私立幼稚園協会会費 ※ 金額は、変動する場合があります。 ※ 未記入のものについては、未確定です。 ※ 行事について、参加する場合があります。その場合は徴収させていただきます。	
--	--	--

8 認可定員等

(1) 認可定員 170人

(2) 利用定員

1号認定子ども 55人

9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 園児の保護者が、支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

※ 保育料等未納が2ヶ月以上に及んだ場合、退園の措置

10 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行います。

(2) 本園は、学校保健安全法及び条例第32条に従って、市区町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図ります。

11 相談・苦情申立て窓口

教育に関する相談、苦情等については、下記窓口にて対応します。苦情等については、誠意をもって早急に問題を解決するよう努めるとともに、教育の質の向上に努めます。

飯野ひかり幼稚園	・ 苦情解決責任者 寺澤延久、苦情解決担当者 川嶋輝昭 ・ ご利用時間 8:00～ 18:00 ・ 電話番号 0565-76-5550 ・ F A X 0565-76-5550 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	
第三者委員	大村 斎人	電話番号 0565-76-2728
		飯野小学校校長

1 2 保険に関する事項

園児に対する教育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、本園の加入している保険の補償の範囲内で対応します。

保険の種類	(独) 日本スポーツ振興センター
保険の内容	園内で起きた事故全般
補償金額	主な補償内容 死亡見舞金/2,800 万円 (上限) 障害見舞金/1,200 万円 (上限)

1 3 秘密保持等

本園の園長及び職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を洩らしません。また、本園は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を洩らすことがないように、必要な措置を講じます。

1 4 虐待の防止

虐待の防止の為、必要な体制を整備し職員に対する研修等を実施します。

登園の職員又は、保護者等による虐待が疑われる場合は遅滞なく児童相談所等の機関に通告します。この際、園児の安全を最優先し職員又は保護者等の了承を得ずに通告する場合があります。

1 5 その他

個人情報に関する同意書

入園に際しまして、飯野ひかり幼稚園に在園している間に提出していただく書類における個人情報の使用について、また、写真や動画など肖像権の使用についてご承諾いただきたくお願い申し上げます。

飯野ひかり幼稚園にご提出していただく書類にて取得する貴方様の個人情報を以下の目的においてのみ使用し、その目的以外に使用しない事を徹底し、厳選なる管理の下に保管致します。

また、教育活動や社会地域との関りを具体的に表現するために肖像や著作物を広告媒体などに掲載する事がございます。

使用する情報… 提出書類の全項目

園主催行事における写真等の肖像や著作物

使用する目的… 園内管理資料として保管及び発行物への掲載

公的危機管理資料への掲載

幼稚園保管資料検査のための公的機関への提出及び掲示

銀行へ提出と保育料納入システムへのデータ提供

園紹介パンフレットでの写真利用

研修や研究発表、学会の論文等での写真利用

使用する期間… 飯野ひかり幼稚園在園中、卒園後も含む

(参考様式6－1)

- (1) 本園の行事は子どもの気持ちや主体性を大切にしているものであり、子ども個人によって、またクラスによって活動の内容が異なることを理解しています。
- (2) 子どもの社会を尊重します。
- (3) 子どもの意志、感情、感性、感想を尊重します。
- (4) 子どもは興味関心が多く、自分の気持ちに素直な存在であることを理解しています。
- (5) 法改正など正当な理由により、契約内容、しおりの内容、運用ルール等すべてにおいて、変更が生じる可能性があることを理解し、了承します。
- (6) 飯野ひかり幼稚園が毎月発行する請求書に基づき保育料を支払います。滞納または園の請求に応じないことで退園となった場合返金や異議を申し立てません。
- (7) 飯野ひかり幼稚園、園職員、他の利用者及び関係者に対し、暴力・暴言・脅迫行為、あるいは社会理念から著しく逸脱し、園長が飯野ひかり幼稚園をご利用いただくのに不適切だと判断した場合、あるいは反社会的勢力との関係が明らかになった場合も同様に、退園となっても異議や返金を申し立てません。
- (8) これらにおいて逸脱した行為が認められる場合には退園を命じられる事を理解しています。この場合、園に支払った保育料等の返金はないことを了承します。

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、入園のしおりにおいて提示するものとします。